

経営力向上計画申請プラットフォームで 電子申請が可能になります！！



現在、郵送でご提出いただいている「経営力向上計画に係る認定申請書は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム※** から **電子申請*** できるようになります。プラットフォームのログインには **gBizID** **GビズID** が必要です。事前の取得をお願いします。

※「経営力向上計画 プラットフォーム」で検索

経営力向上計画 プラットフォーム

- * 電子申請ができるものは、経済産業部局や一部省庁（国土交通省、農林水産省、厚生労働省、環境省及び文部科学省）宛ての申請に限られます。
- * 電子申請ができない場合、申請方法は郵送等になりますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。
⇒ 申請書の作成データがシステムに保存されるため、今後変更申請書を作成する際に活用できます。

経済産業部局宛てのみの申請は、令和4年4月より完全電子化に移行予定です。

✓ 郵送不要の電子申請が可能になります

これまで



様式をダウンロード



申請書を作成



印刷・押印



郵送で提出

令和2年4月以降
(電子申請)



システムへログイン



申請書を作成



電子申請



経済産業部局等

✓ GビズIDの取得の流れ

STEP1



「GビズID」のサイトで、GビズID申請書を作成します。

STEP2



申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」へ郵送します。

STEP3



審査が完了するとメールが届きます。

STEP4



メールに記載されたURLをクリックしてパスワードを設定したら完了です。

裏面で**経営力向上計画の申請**について詳しくご説明します。



「経営力向上計画」について：

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出いただき、認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

電子申請のメリット

- 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- 申請書の**郵送費用が不要**になります。
- 審査の進捗状況が確認できます。

※以下は**経済産業部局のみ**に提出する電子申請の場合

- 標準処理期間が21日（紙の申請書を提出する場合は30日）に短縮されます。
- 認定書は郵送されず、システムからダウンロードすることが可能です。

✓ 電子申請方法

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) で、「gBizIDでログイン」をクリックし、事前に取得したGビズIDプライムのアカウントIDとパスワードを入力して、ログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックすると、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終わると、①電子申請可能な場合：「申請」ボタンをクリックしてください。②電子申請ができない場合：PDF出力ができますので、まず「登録」ボタンをクリック、次に「PDF出力」ボタンをクリックし、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。



詳しい申請方法は、**経営力向上計画申請プラットフォーム** のサイト内に掲載されている操作説明書や動画※をご参照ください。

※YouTubeより「経営力向上計画電子申請 meti」で検索

経営力向上計画電子申請 meti

【お問合せ】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課

「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957

・受付時間：平日 9:30-12:00, 13:00-17:00